

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第38号

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年四日市市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する図書)</p> <p>第2条の2 <u>省令第3条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。</u></p>	<p>(市長が定める図書)</p> <p>第2条の2 <u>省令第1条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第1の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>省令第1条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。</u></p> <p>3 <u>省令第1条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第1の2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。</u></p>
<p>(軽微変更該当証明の交付申請)</p> <p>第2条の3 <u>省令第13条の規定により軽微な変更</u>に該当していることを証す</p>	<p>(軽微変更該当証明の交付申請)</p> <p>第2条の3 <u>省令第11条の規定により軽微な変更</u>に該当していることを証す</p>

る書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書（第 1 号様式）の正本及び副本各 1 通に、それぞれ省令第 3 条第 1 項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による軽微変更該当証明の申請を受けた場合において、省令第 5 条に規定する軽微な変更該当していると認める場合は、軽微変更該当証明書（第 1 号様式の 2）を交付するものとする。

（取下げ）

第 2 条の 4 法第 1 1 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は省令第 1 3 条の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める申請を行った者が、当該提出又は申請に係る処分があるまでの間に当該提出又は申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第 1 号様式の 3）により、正本及び副本各 1 通を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第 1 2 条第 2 項又は第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知について準用する。

（記載事項等の変更）

第 2 条の 5 建築主は、省令第 6 条第 1 項

る書面の交付を求める者は、軽微変更該当証明申請書（第 1 号様式）の正本及び副本各 1 通に、それぞれ省令第 1 条第 1 項に規定する図書（変更に係る部分に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による軽微変更該当証明の申請を受けた場合において、省令第 3 条に規定する軽微な変更該当していると認める場合は、軽微変更該当証明書（第 1 号様式の 2）を交付するものとする。

（取下げ）

第 2 条の 4 法第 1 2 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は省令第 1 1 条の規定により軽微な変更該当していることを証する書面の交付を求める申請を行った者が、当該提出又は申請に係る処分があるまでの間に当該提出又は申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第 1 号様式の 3）により、正本及び副本各 1 通を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第 1 3 条第 2 項又は第 3 項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知について準用する。

（記載事項等の変更）

第 2 条の 5 建築主は、省令第 4 条第 1 項

第1号の規定による適合判定通知書又は第2条の3第2項の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、記載事項等変更届(第1号様式の4)により市長に届け出なければならない。

第2条の6 前3条の規定は、市長が法第14条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。

(市長が別に定める機関による審査)

第3条 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

第1号の規定による適合判定通知書又は第2条の3第2項の規定による軽微変更該当証明書の交付を受けた建築物の工事が完了する前に、建築主の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、記載事項等変更届(第1号様式の4)により市長に届け出なければならない。

第2条の6 前3条の規定は、市長が法第15条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る判定の業務には適用しない。

(届出書に添付する図書)

第2条の7 省令第12条第1項又は第13条の2第3項に規定する付近見取図は、都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

(市長が別に定める機関による審査)

第3条 法第34条第1項の規定による認定の申請又は法第36条第1項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(市長が定める図書)

第4条 省令第20条第1項又は省令第23条第2項第1号の市長が必要と認める図書は、別表第1の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第20条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

3 省令第20条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(工事を取りやめる旨の申出)

第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書(第3号様式)に省令第24条第2項の通知書(法第31条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第27条において準用する省令第24条第2項の通知書)を添えて、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるま

(市長が定める図書)

第4条 省令第23条第1項又は第24条の3第2項第1号の市長が必要と認める図書は、別表第1の3の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第23条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

3 省令第23条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

(工事を取りやめる旨の申出)

第6条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書(第3号様式)に省令第25条第2項の通知書(法第36条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第28条において準用する省令第25条第2項の通知書)を添えて、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 法第34条第1項又は法第36条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるま

での間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（第4号様式）により、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第8条 認定建築主は、省令第25条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第5号様式）により、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、法第29条第1項又は法第31条第1項の規定による認定の申請に係る計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第10条 市長は、法第33条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書（第7号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、法第34条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定取消

での間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（第4号様式）により、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第8条 認定建築主は、省令第26条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第5号様式）により、正本及び副本各1通を市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第9条 市長は、法第34条第1項又は法第36条第1項の規定による認定の申請に係る計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（改善命令）

第10条 市長は、法第38条の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書（第7号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第11条 市長は、法第39条の規定により認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を取り消すときは、認定取消

通知書（第8号様式）により認定建築主に通知するものとする。

通知書（第8号様式）により認定建築主に通知するものとする。

（市長が別に定める機関による審査）

第12条 法第41条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長が別に定める機関により、申請に係る建築物が法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

（市長が定める図書）

第13条 省令第30条第1項の市長が必要と認める図書は、別表第3の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

2 省令第30条第1項に規定する付近見取図は、都市計画法第11条に規定する都市施設が記載されている縮尺2500分の1程度の図面とする。

3 省令第30条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるものとする。

（申請の取下げ）

第14条 法第36条第1項の規定による認定の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（第4号様式）により、正本及び

副本各 1 通を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第 1 5 条 市長は、法第 4 1 条第 1 項の規定による認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書(第 6 号様式)により申請者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第 1 6 条 市長は、法第 4 2 条の規定により基準適合認定建築物の認定を取り消すときは、認定取消通知書(第 8 号様式)により基準適合認定建築物の所有者に通知するものとする。

改正後

改正前

別表第 1 (第 2 条の 2 関係)

<u>区分</u>	<u>図書の種類</u>
<u>建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に住戸が含まれる場合であって、当該建築物が一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度(以下「BELS」という。)に基づく評価書の交付を受けた場合(建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。)</u>	<u>BELSに基づく評価書の写し</u>

--

改正後

改正前	
別表第1の2（第2条の2関係）	
区分	図書の種類
別表第1の図書の種類に掲げるBELSに基づく評価書の写しを添付する場合	省令第1条第1項の表の（い）項に掲げる各種計算書（BELSに基づく評価書で評価を受けた住宅部分に限る。）

改正後	
別表第1（第4条関係）	
区分	図書の種類
第3条の規定により審査を受け、市長が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合	（略）
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第30条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	（略）
一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下「BELS」という。）に基づく評価書の交付を受けた場合（法第30条第1	（略）

<p>項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。)</p>	
(略)	
<p>法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要する場合(同項各号に掲げる確認審査を同項ただし書の建築主事等が審査をする場合を除く。)</p>	(略)
<p>建築をしようとする建築物が、建築基準法第6条第1項に規定する確認を受ける必要がある場合(ただし、法第35条第1項の規定による申請をする場合を除く。)</p>	(略)

改正前	
別表第1の3(第4条関係)	
区分	図書の種類
<p>第3条の規定により審査を受け、市長が別に定める機関により建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合</p>	(略)
<p>建築物エネルギー消費性能向上計画に係る住宅が、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合(法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)</p>	(略)
<p>BELSに基づく評価書の交付を受けた場合(法第35条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けた</p>	(略)

ものに限る。)	
(略)	
法第35条第2項(法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をする場合であつて、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条の3第1項本文の <u>特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査</u> を要する場合(同項ただし書の <u>特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうか</u> を同項ただし書の <u>建築主事</u> が審査をする場合を除く。)	(略)
建築をしようとする建築物が、建築基準法第6条第1項に規定する確認を受ける必要がある場合(ただし、 <u>法第40条第1項</u> の規定による申請をする場合を除く。)	(略)

改正後
別表第2(第4条関係)
(略)

改正前
別表第2(第4条、 <u>第13条</u> 関係)
(略)

改正後

改正前

別表第3（第13条関係）

区分	図書の種類
<p>第12条の規定により審査を受け、市長が別に定める機関により申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合すると認められた場合</p>	<p>当該機関により交付された適合証の写し</p>
<p>申請に係る建築物が、法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）を受けた場合</p>	<p>性能向上計画認定に係る省令第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項若しくは第26項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）の写し</p>
<p>申請に係る建築物が、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定を受けた場合</p>	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び検査済証の写し</p>
<p>申請に係る建築物が、住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）</p>	<p>設計住宅性能評価書の写し</p>
<p>BELSに基づく評価書の交付を受けた場合（建築物エネルギー消費性能基準に適合した評価を受けたものに限る。）</p>	<p>BELSに基づく評価書の写し</p>
<p>申請に係る住宅が、住宅品質確保法第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合</p>	<p>当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し</p>

第1号様式から第1号様式の3までを次のように改める。

第1号様式（第2条の3関係）

（第一面）
軽微変更該当証明申請書

年 月 日

四日市市長

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

（本欄に記入はしないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄
	年 月 日
	第 号

備考

第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第1号様式の2（第2条の3関係）

軽微変更該当証明書

第 年 月 日

様

四日市市長

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は大切に保管してください。

第1号様式の3（第2条の4関係）

取下げ届

年 月 日

四日市市長

届出者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

下記により提出（申請）した計画書（申請書）を取り下げるので届け出ます。

記

1 提出（申請）した規定

- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第2項
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第3項
- 四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第2条の3第1項

2 提出（申請）年月日

年 月 日

3 提出（申請）に係る建築物の位置

4 取下げ理由

第3号様式から第8号様式までを次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

四日市市長

住所
申出者
氏名

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく工事を取りやめるので申し出ます。

1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日

年 月 日

3 認定に係る建築物の位置

四日市市

4 確認の特例の有無（法第30条第2項に基づく申出）

有 無

（確認年月日・番号 年 月 日 第 号）

5 工事を取りやめる理由

第4号様式（第7条関係）

認定申請取下げ届

年 月 日

四日市市長

住所
届出者
氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第29条第1項 第31条第1項 の規定による認定
の申請を取り下げますので届け出ます。

1 申請年月日

年 月 日

2 確認の特例の有無（法第30条第2項に基づく申出）

有 無

3 申請に係る建築物の位置

四日市市

4 取下げ理由

第5号様式（第8条関係）

軽 微 な 変 更 届			
年 月 日			
四日市市長			
届出者 住所 氏名			
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条に規定する軽微な変更をしたので届け出ます。			
変 更 の 内 容	工事の着手予定時期又は完了予定時期の変更 (6月以内の変更)	新	
		旧	
	建築物の名義変更	新	
		旧	
	その他の変更	新	
		旧	
認 定 年 月 日 番 号		年 月 日 第 号	設 計 者 住所 氏名 電話
主 要 用 途		工 事 種 別	
建 築 場 所			
変更理由			
受 付 欄	備 考		

認定しない旨の通知書

第 年 月 日
号

様

四日市市長

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する

法律第 条第 項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
四日市市
- 4 認定しない理由

（教示）

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第7号様式（第10条関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画に関する改善命令書

第 年 月 日 号

様

四日市市長 印

下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第33条の規定により、改善に必要な措置を命じます。

記

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定計画実施者の氏名
- 4 申請に係る建築物の位置
四日市市
- 5 命ずる措置
- 6 改善の期限

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

認定取消通知書

第 年 月 日
号

様

四日市市長

印

下記の理由により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 条第 項の規定により認定した、下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画又基準適合認定建築物について、同法第34条の規定に基づきその認定を取り消しましたので、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

1 認定番号

第 号

2 認定年月日

年 月 日

3 認定建築主又は基準適合認定建築物の所有者の氏名

4 認定に係る建築物の位置

四日市市

5 認定を取り消した理由

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際に現にこの規則による改正前の四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の四日市市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(都市整備部建築指導課)